

鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）案に対する  
パブリックコメントの実施結果

【パブリックコメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 平成30年1月24日（水）から2月22日（木）まで30日間
- (2) 周知方法 市ホームページ、関係各位に配付及び説明（自治会連合協議会役員会及び理事会、民生委員児童委員協議会会長会、避難行動要支援者連絡会議等）
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階情報公開コーナー、社会福祉課（総合福祉保健センター4階）、各コミュニティセンター、各学習センター（公民館）、図書館
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、意見を記入し、直接または郵送、FAX、電子メールで社会福祉課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出者数 8人（持参4人、FAX4人）

- (2) 意見の提出件数 21件

【提出意見の内訳】

全般に対する意見	・・・	<u>1</u> 件
はじめに	・・・	0件
第1章 基本的な考え方	・・・	<u>1</u> 件
第2章 避難支援体制の整備	・・・	<u>2</u> 件
第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理	・・・	<u>4</u> 件
第4章 個別支援プランの作成・管理	・・・	0件
第5章 日頃の備え	・・・	<u>3</u> 件
第6章 災害発生時の対応	・・・	0件
第7章 避難所等における支援体制	・・・	<u>7</u> 件
第8章 風水害対策	・・・	0件
第9章 新型インフルエンザ等対策	・・・	0件
資料	・・・	<u>3</u> 件

- (3) 意見の概要と意見に対する市の考え方  
次頁のとおり

【ご意見と鎌ヶ谷市の考え方】

No	項目	意見等の概要	鎌ヶ谷市の考え方（対応）	計画修正の有無
全般に対する意見				
1	全体	鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）案に対するパブリックコメントについて、完璧です。何も付け加えることはありません。	災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが重要であると考えています。 今後は策定しました計画に沿って、地域の皆様と連携しながら、平常時・災害発生時を通じた実効性のある避難支援体制の構築を行ってまいります。	無
第1章 基本的な考え方				
2	2ページ	1 趣旨（1）計画の目的等で、この内容がどれだけ自治会等が知っているのかが問題とっております。一日も早く日頃から地域で話し合いの機会を設けるなどの支援体制の構築が大切とっております。	いただいたご意見を踏まえ、本制度の周知につきましては、自治会、自主防災組織等や避難支援等関係者に対して丁寧な説明を行うほか、地域における今後の取組について話し合う機会を設けていきます。また、同意者名簿を受領した自治会、自主防災組織等が主体となった地域での支援体制づくりを支援してまいります。	無
第2章 避難支援体制の整備				
3	4ページ	1 鎌ヶ谷市避難行動要支援者連絡会議の設置 （2）連携する機関等 千葉聴覚障害者センターを連携する機関に位置付けてください。	貴重なご意見として受け止め、本支援プラン全体計画（案）の資料にある要配慮者、避難行動要支援者の特徴と配慮を要する事項を考慮し、「エ その他公的機関、団体等」の中で広く関係する団体等と連携しながら個々の避難行動要支援者の避難支援体制の構築に努めてまいります。	無
4	4～6ページ	避難支援に関して 以前に高齢で一人暮らしの方から大雨で避難勧告が発令され、どこどこに避難してくださいと言われ、どなたか迎えに来てくれるのか待っていましたが、誰も迎えに来てくれない、夜中大雨の中で杖をついて一人で行けるわけがないので、あきらめたとする話を聞いたことがあります。 どこから連絡があったのかわかりませんが、お隣の方にお聞きしたらうちにはそんな連絡などないと言われて、そのまま終わってしまいましたが、実際夜中など誰が手を貸してあげればいいのか、このような時避難行動要支援者の支援体制がしっかりできるように意思確認の名簿登録への呼びかけが、まず必要だと思います。今までに登録されて	いただいたご意見を踏まえ、本事業につきましては、市民の皆様十分に理解していただけるよう、丁寧でわかりやすい説明に努めてまいります。 また、今まで登録されている方の登録し直しにつきましても、情報更新の必要がありますので、改めて同意確認を進めてまいります。 名簿登録された避難行動要支援者に対する避難方法につきましては、本人が居住している地域の自治会、自主防災組織等の協力を得ながら避難方法等を定めておく個別支援プランを作成し、日頃からの支援につながるよう努めてまいります。 避難支援者（地域住民）の確保につきましては、1人の避難行動要支援者に複	無

		<p>いる方も改めて登録のし直しをしてほしいです。</p> <p>名簿登録された方には自治会等より避難のことなどきちんと説明してあげてほしいと思います。</p> <p>地域住民の支援が必要だということと呼びかけて欲しいです。</p> <p>身近なところ（地域）での防災訓練を実施するといいなと思っています。</p>	<p>数の避難支援者がつくことができるよう、自治会や自主防災組織等、関係団体等と協力しながら確保に努めてまいります。</p> <p>訓練については、市で実施する場合と地域が主体となって実施する場合があります。訓練等を通じて防災意識の醸成に努めてまいります。</p>	
<b>第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理</b>				
5	7ページ	<p>施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などについて、具体的な施設を記載した方がいい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>旧：ただし、施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は除きます。</p> <p>新：ただし、長期の入院患者や福祉施設等※の入所者は除きます。 ※福祉施設等 障害者（児）入所施設、療養介護施設、グループホーム、ケアハウス、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p>	有
6	7ページ	<p>(1)の⑦ 重症認定患者という表現は、現在ありません。⑦のうち対象となるのは、筋萎縮性側索硬化症患者と、人工呼吸器装着者の他にどの様な方を想定されているのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>旧：⑦ 難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）</p> <p>新：⑦ 難病患者（筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）</p>	有
7	7ページ	<p>(1)の⑧ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）については、どの様に情報収集するか記載されていません。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>「また、市で把握していない難病患者及び小児慢性特定疾病児童に係る情報を千葉県より、ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯への訪問調査等の情報を高齢者支援課より収集します。」</p>	有
8	8ページ	<p>名簿情報の担当課は、千葉県では千葉県庁疾病対策課で対応することとなっております。（平成29年4月18日付疾病第108号 各市町村福祉担当課長あて）</p> <p>P7の⑦の対象により、県庁が提供する以外の情報を保健所から提供を希望するというのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>旧：千葉県習志野健康福祉センター</p> <p>新：千葉県</p>	有

第5章 日頃の備え				
9	13 ページ	避難行動要支援者への情報伝達で、聴覚障害者用FAXが障がい福祉課経由の一斉伝達の範疇だと伺っていますが、確認をお願いします。	<p>災害時には、防災行政無線、市ホームページによる一斉伝達のほか、かまがや安心eメール、ツイッターなど個別伝達機器による伝達があります。</p> <p>障がい福祉課で予め登録してある聴覚障がい者宛のFAXも個別伝達手段の一つとなりますが、発令された避難情報が避難行動要支援者を含めた市民に確実に届くためには、かまがや安心eメールの登録推進や避難支援者による直接の訪問等、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を進めてまいります。</p>	無
10	13 ページ	1 情報伝達体制の整備 テレビでの情報保障は、手話通訳をつけて放映してください。	<p>災害時におけるテレビでの情報保障につきましては、NHKや民間放送事業者においては、画面表示だけで状況が把握できるよう、津波警報・注意報発令地域はテレビ画面に文字や地図などで表示し、津波到達予想時刻の一覧表示や被災地域の地図への震度表示、震度の大きい地域については表での一覧表示の付加などの工夫をしているところです。</p> <p>緊急災害時における字幕放送と手話放送につきましては、NHKや民間放送事業者の対応となりますので、市といたしましては、上記9の意見に対する考え方と同様に地域ぐるみの情報伝達体制の整備を進めてまいります。</p>	無
11	15 ページ	2 避難支援体制の整備 (6) 避難行動要支援者(本人・家族)の取組 ア 日頃から隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めます。 → 手話の普及に行政の責任で市民に広めてください。	<p>ご意見としてお伺いし、市民向けに手話を学ぶ機会を設けて手話の普及に努めておりますが、今後さらに地域のさまざまな人と人とのつながりが市内全域で醸成できるよう、地域の皆様にもご協力いただきながら進めてまいります。</p>	無

第7章 避難所等における支援体制				
12	18 ページ	<p>1 避難所における支援 (2) 避難行動要支援者への支援</p> <p>アのところで、公共下水道直結型マンホールトイレの設置などありますが、本下水がない場所は、どう考えたら良いのか？</p>	<p>指定避難所 6ヶ所にマンホールトイレ各 10基 (計 60基) を設置する予定ですが、公共下水道が整備されていない指定避難所につきましては、各指定避難所の防災備蓄倉庫にある仮設トイレを使用することになります。</p>	無
13	18 ページ	<p>1 避難所における支援 (2) 避難行動要支援者への支援</p> <p>聴覚障がい者の言語は「手話」です。 情報を得たり、発信することについては、「手話」が基本となります。 手話通訳は公的派遣で、災害時においても実施してください。そのための方法として、鎌ヶ谷市から千葉県 (千葉聴覚障害者センター) に派遣申請すれば、県や国 (厚生労働省) から派遣されます。</p>	<p>災害が発生し、応急対策及び復旧対策を実施する必要があると認めた場合に、市災害対策本部から国、県、もしくは県内市町村に対し、応援の要請を行います。 手話通訳の公的派遣につきましては、貴重なご意見としてお伺いし、被災者の救援、医療、食料、飲料水及び生活必需物資、語学通訳、手話通訳、ボランティアなど要望が把握できた範囲で応援要請を行い、被災者に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	無
14	18 ページ	<p>聴覚障害者の被災者に対して手話通訳者の派遣についての対策準備は？</p>	<p>上記内容と同様の考えです。</p>	無
15	18 ページ	<p>第7章の1の(2)のウ 手話ボランティアでなく、手話通訳者の派遣を行ってください。</p>	<p>聴覚障がい者に情報提供を行うにあたり、確実に情報を伝達し意思疎通を図るために手話通訳者及び要約筆記者の派遣が必要だと考えております。 つきましては、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>旧：また、手話ボランティアや移動等の介助ボランティア、日本語が不自由な外国人避難者に対する通訳ボランティア等の派遣を行います。</p> <p>新：また、手話通訳者及び要約筆記者や日本語が不自由な外国人避難者に対する通訳者、移動等の介助ボランティアなどの派遣を行います。</p>	有
16	18 ページ	<p>第7章の避難所等における支援体制の項目に、避難所での「受付体制」に触れていませんが、自分の模擬体験、実際の被災者の混乱で引き返した体験談を聞くと、「受付業務」は最重要位置づけが必要と考えます。(特に幼児連れ、お年寄り、要支援者)</p> <p>「避難者カード」の存在自体を市の広報、自治会組織など挙げて知らせ、カードへの記載を常時啓蒙する。</p>	<p>避難所を開設し、避難者を受け入れる際の受付業務は重要であると認識しておりますので、いただいたご意見を参考に、関係各課及び各避難所運営委員会において課題解決に向けて検討してまいります。</p>	無

		<p>緊急連絡先も、実際現場では携帯やスマホも持っていない状態が想像されます。</p> <p>現在のカードの改善の必要性を感じます。備考欄にメモ記入欄がありますが、具体的な表現や支援者になって頂ける人々の発掘のために、例えば該当者は下記の項目を○で囲んでください。(動転中なので、簡単に記入が得策)</p> <p>免許証、外国語( )語)が話せる、手話、介護経験ありなど。 また、ペット連れ(犬、猫)も必要と思います。</p>		
17	19 ページ	<p>2 福祉避難所における支援</p> <p>自宅や通常の避難所では避難生活が困難とありますが、誰が安全を確認するのか。</p>	<p>福祉避難所は、寝たきり高齢者や重度障がい者など第1次指定避難所では健康上その生活に適応し続けることが困難な特別な配慮を必要とする方を受け入れるための施設で、災害時に必要に応じて開設される2次的な避難所として位置付けています。</p> <p>また、福祉避難所は市の社会福祉センターや民間福祉施設の特別養護老人ホーム等であるため、施設職員等による施設の安全確認や人員の確保等の準備が整い次第福祉避難所を開設することになります。</p> <p>避難行動要支援者の受入れにあたっては、要支援者本人やご家族が「福祉避難所利用のための確認シート(計画(案)の43ページ)」に記入し、各避難所の救護・要配慮者班が受入れの判断を行い、福祉避難所の適切な運営に努めてまいります。</p>	無
18	20 ページ	<p>3 在宅避難者への支援</p> <p>(5) 必要な物資の調達・供給とありますが、市役所員が物資を供給するのですか。</p> <p>又ボランティアを活用してとっていますが、ボランティアとはどれですか</p>	<p>市役所や各指定避難所の防災備蓄倉庫に備蓄してある物資を供給し、また、国・県による物資の提供や民間からの支援等を含めた供給を想定しております。</p> <p>指定避難所まで物資を受け取りに来ることが困難な在宅避難者に対しては、被災地内外から応援に来てくださるボランティア等を活用して配達するなどの方法をとることを想定しております。</p>	無

資料				
19	31 ページ	避難所生活が長引くと、口腔清掃状態が不良になり、高齢者の誤嚥性肺炎のリスクが高まると言われていることから、P31の「個人での備蓄物品の例」の日用品・医療品の例に「歯ブラシ」や「口腔ケア用ウェットティッシュ」の追加表記を要望します。	ご意見を踏まえ、追加します。	有
20	37 ページ	5 要配慮者、避難行動要支援者の特徴と災害発生時の支援 聴覚障害・言語障がいのあるところで、「できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。」の「できれば」を削除してください。	ご意見を踏まえ、削除します。	有
21	40～41 ページ	6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 全てにFAX番号を追記してください。	各指定避難所及び指定緊急避難場所のFAX番号については、市以外の機関の施設においてFAX番号を公表していないものもあり、現在のところ一律にFAX番号を掲載することは考えておりません。	無